

事業計画

2024年4月～2025年3月

一般社団法人授業目的公衆送信等補償金管理協会

事業計画

1. 補償金関係業務

- (1) 2024 年度授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）の支払申請受付の実施
- ① 5 月 1 日にオンラインシステム「TSUCAO」（つかお）により受付開始
 - ② 収受額は 5,150,000 千円（税込・対前年度並）を見込む
 - ③ 収受開始から 3 年を経過することから、体制を整え、補償金規程附則 2 に基づき実施後の状況を勘案、現行規程に対し講じるべき措置を検討、必要に応じて変更認可申請
- (2) 補償金の分配業務
- ① 2023 年度分までの補償金未分配分の分配（受託団体を通じて行うものを含む）の実施
 - ② ①のうち、連絡先不明権利者分配金の管理
 - ③ ①のうち、権利者不明分の共通目的基金への組入れ
 - ④ ①のうち、権利者不明、連絡先不明権利者の探索
 - ⑤ 以上の分配業務を実施するために必要な体制の整備
- (3) 補償金利用報告関係業務の実施
- ① 一般社団法人輿論科学協会及び株式会社 FLOW への業務委託の継続
 - ② 分配業務受託団体及び整備協力団体の新規決定・調整対応
 - ③ 教育機関設置者から提出された利用報告の継続的整備
 - (ア) 利用報告入力フォーム「TSUMUGI」（つむぎ）の運用、改善
 - (イ) 受託団体及び整備協力団体との連携、団体間調整の支援
 - (ウ) SARTRAS 直接分配業務の整備、改善
 - (エ) 社内の分配業務の効率化を図るシステム対応
 - (オ) 整備、分配を視野に入れた補償金総合管理システム開発検討
 - ④ 海外調査（共通目的事業委託事業）結果等を踏まえた利用報告及び分配方法の改善についての検討の継続、必要に応じて実施
- (4) 著作権法第 104 条の 15 第 1 項に規定する著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等（以下「共通目的事業」という）の実施
（2024 年度基金見込 936,827 千円、前年度繰越基金 1,432,549 千円、前年度権利者不明組入分 85,564 千円 合計 2,454,940 千円）
- ① 自主・委託事業の立案・実施
 - ② 公募による助成事業の募集
 - ③ 個別事業の適切な選定
 - ④ 実施完了事業の検証
 - ⑤ 共通目的基金の適切な管理
- (5) 著作権普及啓発事業の実施
- ① 教育関係団体が行う普及啓発事業の支援、連携（講演者派遣等）

- ② 問合せ専任担当者の継続設置
- (6) ウェブサイトを運営し、補償金制度や本会の運営に関する情報の周知に務めるなど、必要な広報の実施
- (7) 既存システムの改善実施
- (8) 法人運営について必要な対応を行う。
 - ① 理事会を年 12 回程度、定時社員総会を 1 回（6 月）開催
 - ② 各種委員会その他の会議の運営
 - ③ 会費及び管理手数料等を適正に管理
 - ④ 公認会計士による業務監査の実施
 - ⑤ 本会の業務を適切に運営するため、事務局体制の整備・強化（2 名程度の増員を予定）
 - ⑥ ⑤に関連し、2024 年 6 月末に事務所移転
- (9) 上記補償金関係業務実施のための管理手数料
 - ①業務執行規程第 5 条第 1 項第 1 号管理手数料率を 7%とする。
2024 年度管理手数料収入予定額 327,890 千円
 - ②業務執行規程第 5 条第 1 項第 2 号管理手数料率を 15%とする。
2024 年度管理手数料収入予定額 24,600 千円
 - ③業務執行規程第 5 条第 1 項第 5 号管理手数料率を 15%とする。
2024 年度管理手数料収入予定額 1,631 千円※業務執行規程第 5 条第 1 項第 3 号、4 号の管理手数料については消費税納税資金に充当される。

(以上が著作権法施行令第 57 条の 15 に基づく補償金関係業務の事業計画である。)

2. その他

- (1) 補償金制度を補完するライセンスに関する著作権管理事業の検討の継続
- (2) 著作物の教育利用に関する関係者フォーラムへの対応
- (3) 上記その他の事業を実施のための、2024 年度会費の収受と管理。
会費収入予定額 600 千円